

やれば出来るじゃないですか!?

台風10号は、夏休みも終わりの8月27日に日本に接近し、超ノロノロで約1週間経過の9月2日、熱帯低気圧に変わるまで日本各地で大雨の被害をもたらしました。

その影響で東海道新幹線も大幅な運転見合わせが続き、乗務員も出先において連泊を余儀なくされました。

8月31日、東京で2連泊することになった約80名の乗務員は東海道新幹線運休の中、大阪に帰るには北陸新幹線周りで帰るしかすべはなく、朝7時からの待機と約7時間移動により長時間の拘束で疲れ果てて大阪に帰着しました。

帰着後、多数の乗務員が退出点呼でゴった返す中、勤務実績表提出にあたり、各自の労働時間を確認し、捺印する作業がありました。

その中で、東京から大阪までの北陸新幹線周りの行程の移動中に1時間の休憩時間を取ったこととする指示を受けました。実際、移動中に休憩時間など無いことから一部の乗務員が『労基法第34条（労働時間が8時間超えた場合1時間の休憩を与えることが義務付けられている）に対する誤魔化しである』と抗議していましたが、ますます退出が遅くなるため、取ってもいない1時間の休憩時間を一旦認めざるを得ない状況にされ捺印し退出しました。

納得がいかないA乗務員は後日、上記の問題で苦情申告しました。

そして、会社と組合側幹事との協議の場で、会社はA乗務員に対して「正確な申告をやり直してもらって下さい」と組合側幹事に回答があり、再度、A乗務員は現場管理者に申し出たところ、8月31日の勤務実績表で1時間の休憩時間を取っていないと訂正・修正が認められ、後は会社の判断待ちでした。

会社が申告を認める画期的な判断!!

11月11日、現場管理者から再度、当該勤務実績表の1時間休憩時間の部分を二重線と捺印を求められ、そして会社がA乗務員に対して1時間労働時間を認めたことを告げられました。

この間、会社は、本人が苦情申告した内容を修正したり訂正することなど皆無でした。

やれば出来るじゃないですか!?

当然にも8月31日、同一行程で東京から大阪に帰着した全乗務員は条件が同じだから全員、労働時間として付与されなければなりません。

9月17日、大阪地裁に提訴した「浦谷さんの休憩時間本人訴訟」は、大雪の影響により11時間もの長時間労働と無理矢理勤務後居残りを強要させられ、1時間の休憩時間を与えたかのように偽装した不当な扱いを受けたため提訴に及びました。

今回、A乗務員の申告を認めることが出来るなら、浦谷さんにも同様の扱いが出来たはずですね!